

答 申 案 件 の 概 要

件名		退職手当計算書についての一部開示決定処分に対する異議申立て (情報公開・個人情報保護審査会答申第35号)					
経緯	開示請求年月日	平成26年10月14日	異議申立年月日	平成26年10月31日	担当課	開 示 決 定 等	人事課
	開示決定等年月日	平成26年10月27日	諮 問 年 月 日	平成26年12月19日		異 議 申 立 て	人事課
対 象 行 政 文 書		平成25年度に退職した青森県職員の退職手当計算書					
本 件 処 分 の 内 容		一部開示決定 (不開示部分 (異議申立ての対象となったもの)) 年度末退職者における退職手当計算書の退職手当額 (以下「本件情報 1」という。) 年度末以外の退職者における退職手当計算書の職名及び退職手当額 (以下「本件情報 2」という。) (不開示理由) 青森県情報公開条例 (平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。) 第 7 条第 3 号 (個人情報) 該当 ・本件情報 1 : 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。 ・本件情報 2 : 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。					
異 議 申 立 て の 趣 旨		開示請求に係る開示しない部分の開示を求める。					
審 査 会 の 結 論		青森県知事 (以下「実施機関」という。) が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。					
審査会の判断要旨		○ 不開示情報該当性 (条例第 7 条第 3 号) について (1) 本件情報 1 同情報は、退職者の個人に関する情報であるが、<u>同情報について既に氏名は開示されていることから、特定の個人を識別することができることとなる。</u>よって、同情報は、「<u>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの</u>」に該当すると認められる。 以上、<u>本件情報 1 は、条例第 7 条第 3 号本文に該当する。</u> (2) 本件情報 2 同情報は、年度末以外の退職者に関する情報であるが、<u>年度末以外の退職者についての人事異動情報は公表されていないから、同情報を開示しても、一般人により当該退職者が特定されるとは言えない。</u>しかし、<u>退職者数が限定的であることから、当該退職者が退職した事実を知る者には、当該退職者が推測され、当該退職者の退職手当額が特定されるおそれがある。</u>異議申立人は、公務員の退職手当額は他人に知られたくない情報に該当しない旨主張するが、<u>個々人の具体的な退職手当額は、当該個人のプライバシーに関する情報であり、これが公にされることは個人の権利利益を害する結果となる。</u>よって、同情報は、「<u>特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの</u>」に該当すると認められる。 以上、<u>本件情報 2 は、条例第 7 条第 3 号本文に該当する。</u> ○ 異議申立人の主張について 異議申立人は、「開示請求内容を職名と退職金の額に限定しており、特定の個人を識別することができる氏名、生年月日等については開示請求していない」とし、同人が開示を求めている氏名等を開示しなければ、同人の求める情報は開示することができたのであって、<u>実施機関の処分は不当である旨主張している。</u>					

- (1)

本県の情報公開制度における開示請求の対象は「行政文書」であり、開示請求者が求める「情報」ではない。実施機関は、開示請求があれば、対象となる行政文書の全体について開示・不開示の判断をしなければならないのであって、その中に公にされ、又は公になることが予定されている情報があれば、当然これを開示しなければならないのである。
- (2)

以上、実施機関の処分は相当であり、異議申立人の主張には理由がない。

<結論>

以上のとおり、本件情報は条例第 7 条第 3 号に該当する。